

群馬県就労継続支援事業所への利用者工賃等確保支援事業費補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 群馬県就労継続支援事業所への利用者工賃等確保支援事業費補助金については、予算の範囲内で交付するものとし、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、原油価格・物価高騰の影響により、生産活動に必要な光熱費や原材料費等の必要経費が増えて、利用者の工賃を圧迫している群馬県内の就労継続支援事業所に対して、原材料費や機材購入費などを補助し、そこで働く障害者の賃金・工賃の確保と就労継続支援事業所の継続を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 本事業の補助対象者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型事業所及び同条第2号に規定する就労継続支援B型事業所（以下「事業所」という。）のうち、生産活動における経費が相当程度増大しているものであって、次の(1)から(5)のいずれの要件にも該当する事業所とする。

- (1) 申請を行った月において1人以上の利用者に障害福祉サービスを提供していること。
- (2) 令和4(2022)年4月以降、知事が別に定める期間のうち2か月の障害福祉サービスにおいて、生産活動収入（売上等）に対する生産活動に要する経費（光熱費や仕入価格等）の割合が前年同月比で1.25倍以上になっていること。
- (3) 申請を行った月の属する年度の末日までに工賃確保に向けた事業を完了することが見込めること。
- (4) 「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」の一部改正について（令和3年3月30日付障障発0303第2号）記3(5)にある（報告対象年度分の）工賃実績を群馬県知事に報告していること。
- (5) 本事業と支援内容が重複すると県が認める、国や市町等からの支援を受けていないこと。

(欠格事由)

第4条 この補助金の対象となる法人は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象経費は、障害福祉サービス利用者の工賃及び賃金、就労の維持を図るため、生産活動に要する経費とする。ただし、テレビ、事務机、職員の事務効率化のためのパソコン、その他事業の生産活動の支援に直接関係しない経費については対象外とする。

(助成額等)

第6条 補助基準額は、1事業所あたり50万円を上限とする。なお、多機能型事業所の場合は、それぞれを1事業所として申請して差し支えない。

2 補助金の交付額は、補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した実支出額と補助基準額のいずれか低い額以内とする。

(交付の条件)

第7条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものである。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合(軽微な変更を除く。)には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿を備え、補助事業に係る支出等について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を業務完了後5年間保管しておかなければならない。
- (4) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (5) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 当該補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、参考様式に準じた様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、知事に報告しなければならないこと。

なお、間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を知事に返還しなければならないこと。

2 前項各号で規定する条件に違反した場合は、この補助金の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じるものとする。

3 本条第1項及び第2項の補助金の返還納付については、規則第14条の規定を準用する。

(交付申請)

第8条 この補助金の交付を受けようとする事業者は、交付申請書(別記様式第1号)に関係書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第9条 この補助金の交付決定後、申請内容を変更しようとする場合は、知事が定める期日までに変更交付申請書(別記様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第10条 知事は、第8条及び前条の規定による申請書(変更交付申請書)を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは交付決定(変更交付決定)を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による審査において必要と認められる場合は、所要の調査を行うとともに、資料の提出を求めることができるものとする。

(実績報告)

第11条 この補助金の交付を受けた事業者は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は令和5年3月10日までのいずれか早い日までに、実績報告書(別記様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(額の確定及び交付)

第12条 知事は、前条の規定による実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付するものとする。

(補助金の支払等)

第13条 本事業の補助金は、原則として事業完了後の精算払とする。ただし、事業の遂行上必要と認められる場合は、概算払による支払いができるものとする。

2 概算払を受けようとする事業者は、概算払請求書(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(その他)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、知事はその都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年11月11日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年12月28日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。